

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

準備書面(13)

令和2年5月26日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社

上記代表者代表社員 宮 部 龍 彦

本訴被告(反訴原告) 宮 部 龍 彦

本訴被告(反訴原告) 三 品 純

第1 原告準備書面15について

原告準備書面15について、次の通り反論する。

1 「第1」について

1段落については認める。

2段落については事実としては解放同盟員であることと部落民であることは同一でないことは認める。また、自らの意思で部落出身を明らかにすることと第三者が明らかにすることが同一であることは、少なくとも本件のような条件においては認める。

これらの点について被告らの考え方の趣旨を補足すると、一方で原告らが全国部落調査掲載地区の出身者であれば部落民と見なされると主張していることはご都合主義であると思われる。常人がどう見なすかと言う点で言えば、多くの

人は解放同盟員と部落民を同一視するであろうし、部落問題についていわゆる「ややこしい問題」捉えている人にとっては単に地縁血縁的な意味での部落民かどうかよりも、解放同盟のような同和団体に所属しているかということにより重要視すると考えられる。言い換えれば「自分は部落民だ」と言うのと「自分は解放同盟員だ」と言うのとでは、そのインパクトは大差ないか、むしろ後者のインパクトの方が強い。原告らは以前から部落出身を公言してきたか、あるいは解放同盟員であることを公言してきたのであるから、そのことに第三者が改めて言及することと本人が公言することと性質的に大きな違いがあるとは考えられない。

3段落については否認する。少なくとも本件については、原告らの言葉を借りれば、原告らが「カミングアウト」した情報を第三者が利用しているのであるから、「アウトティング」には当たらない。なお、「アウトティング」は本来はいわゆる LGBT と言われる性的指向について使われる用語あり、詳細は後述するが部落問題にそのまま使うのは適当でない。

2 「第2」について

法律上の判断については争う。

原告らは、本件とは無関係な独自の主張を述べているだけであって、『部落解放同盟関係人物一覧』および『全国部落調査』の公開がなぜ違法となるのか、法律との関係を説明できていない。

原告らが挙げている「前科紹介事件」「ジャニーズ・ゴールド・マップ事件」「江沢民講演会名簿事件」「ベネッセ情報漏洩事件」については、いずれも元々公にされていなかった情報の公開ないしは収集が問題とされた事例であって、『部落解放同盟関係人物一覧』のように既にインターネット等で公開されている情報を収集した事例とは全く無関係なものである。ましてや、『全国部落調査』は個人のプライバシーとは全く無関係なものである。

被告官部が関わった「ネットの電話帳事件」については、いわゆる「出版物に書かれているのとインターネットで公開されているのは違う」という理由（なお、本件の弁論準備手続の中で裁判官から同様の趣旨の発言があった）で判決が出されたものである。しかし、判決後、改正著作権法が施行され、著作権者の許諾なく既存の出版物の内容をインターネットで検索可能にすることが認められたことから（乙138）、もはやこの判決の規範性はなくなっている。紙という物理的な媒体を介せずに情報にアクセス出来ることは、安全性、平等性、生産性の面で圧倒的に優位であることは明らかである。それらをいたずらに制限することは、情報技術に対する前時代的な偏見と無理解であり、国民の幸福追求権の侵害である。また、情報技術者の存在価値の根幹はこれらを実現することである。民主的な手続きを経ずに国民の権利を制限し義務を課すような規制を裁判所の判断で押し付けることは三権分立に反する越権行為であり、生存権の侵害であり、職業差別であり、従うことはできない。

「判決公開事件」「商業登記簿で公開されている住所に関する裁判例」も本件とは全く異なるものである。

3 「第3」について

原告らは本件とは無関係な LGBT を部落問題と無理やり同一視して、意味不明なことを延々と述べているが、意味不明なので反論のしようがない。

4 「第4」について

否認する。

第2 原告準備書面16について

原告準備書面16について、次の通り反論する。

1 「第2」について

(1) 「1」について

ア 「(1)」について

2段落については認める。

3段落については否認する。原告らは事実関係について立証せず、印象を語っているに過ぎない。被告らが主張した通り『部落地名総鑑』ないし『全国部落調査』が具体的に就職差別や結婚差別に利用された証拠が存在しないことは厳然たる事実である。原告らが証拠を出せないことが、被告らの主張が正しいことを証明している。

イ 「(2)」について

3段落以降について否認する。原告らが準備書面12で主張する『全国部落調査』による「被害」は、具体的に被害者がいるとは言えないか、『全国部落調査』と「被害」の間に因果関係がないものばかりである。

ウ 「(3)」について

2段落以降について否認する。本件および関連する仮処分自体が、80年以上も前の歴史的文献を発禁にした前代未聞の異常な事件であり、歪んだ正義の名のもとに行われた学問及び言論に対する弾圧事件として後世の人は振り返るであろう。

(2) 「2」について

ア 「(2)」について

グーグルブックスについての原告らの主張に対しては否認する。

グーグルブックスは実在する図書の内容を検索できるものであり、『全国部落調査』だけでなく、様々な文献がどのように利用されてい

るかを調査するために有用なサービスである。

インターネットで公開されている『全国部落調査』は、現在地名が付されて検索しやすいことは認める。

その余については否認ないし争う。過去において『全国部落調査』が学術研究に使われてきたことは明らかであるし、被告宮部が行っている「部落探訪」では、既に差別がなくなった部落をいくつも発見し、同和事業や解放同盟に対する批判を当の部落の住民から直接聞く事ができるなど、今までになかった成果を上げている。被告宮部が記録した写真や映像、地域住民からの聞き取り記録は、賤民の集落の変遷過程や、政府が行った同和事業の記録の1つとして、未来の人間に教訓を与えるものである。

イ 「(3)」について

3段落目以降について否認する。

部落差別が血統によるものか土地によるものかは、学術的に事実関係から判断されるべきもので、「アンケート」で決めるような性質のものではない。また、同和行政は全国的には「属地属人主義」が多かったものの、大阪府は原則として「属地主義」であった。大都市部は住民の流動が激しいので血統を基準にしていたら同和行政は行えないからである。大阪府民のアンケート結果は、大阪府の行政の方針を反映したに過ぎず、まさに現代の行政と原告解放同盟が差別を作り出したことを証明するものでしかない。

原告らは「地名」が差別を受ける者であるかどうかのメルクマールとされる必要がある」と言う。メルクマールは基準や目印といった意味だが、地名を目印とすることが必要なのは同和行政を推進した原

告解放同盟の都合であって、それ以外の市民には関係ない。

原告らは、原告解放同盟の活動や同和行政の都合上属地主義が作られたにも関わらず、その弊害についていちいち一般国民の責任に転嫁しようとしている。

ウ 「(4)」について

2段落目以降について否認する。少なくとも電話帳やインターネット上で分かるような住所はプライバシーには該当しない。プライバシーとは私生活上の高度な秘密を言うのである。

本籍地については現在では意味がない上、他人に知らせることもほとんどない。むしろ原告解放同盟が加入者申込書に本籍地を書かせており、自らの異常な慣行を常識であるかのように錯誤している。

エ 「(5)」について

3段落目以降についてはおそらく争うべきものと思うが、原告らの主張は意味不明である。移転先の住所を基準に部落出身を主張していたり、部落民と結婚したから部落民といった考え方をさんざん開陳したりしてきたのは原告らであり、それは通常人からすれば理解不能で異常で異様な考えである。「差別する側」の意識が問題だということであれば、まさに原告らが「差別する側」の考え方をしている。

(3) 「6」および「7」について

原告らの主張には理解し難い部分もあるが、結局のところ原告らの一部に刃物等が送られたことについて、『部落解放同盟関係一覧』が原因であるという根拠はないと自白したと認められる。

(4) 「8」について

ア 「(1)」について

原告らは、インターネット上で生年月日を自ら公開している原告がいることを自白したものである。

イ 「(2)」について

原告らの主張は、結局のところ個人情報保護法に違反する行為があったと主張しないことを認めたものである。

(5) 「9」について

原告らの主張は、結局のところ原告ら自身が「部落出身者の親族は部落出身者」といった極めて異常で差別的な考えを持っているという被告らの指摘に対して、反論できないと認めたものである。

(6) 「10」について

否認する。

2 「第3」について

原告らは単に「差別だ、けしからん」という趣旨のことを繰り返すだけで、具体的にどれだけの被害があったのか、誰が加害者で誰が被害者なのか明らかにしていない。原告らが「差別だ」と思うことだけでは被害が生じたということにはならない。

「滋賀県シルバー人材センター」の件については「違法性がないとする実質的な理由を何ひとつ示すことができない被告らの「反論」云々と原告らは言うが、違法だというのであればどの法律のどの条文に反するのか、まず原告らが示さなければならない。

3 「第4」について

原告らの主張に対して被告らは全面的に争うものであるが、そもそも原告らの

主張は支離滅裂である。「原告らは、被差別部落出身者という身分が法律上認められるという主張はしたこともないし、被差別部落出身者の定義を主張したこともない」と言っているが、原告らは訴状の冒頭から自らが被差別部落出身者であると自称しているし、関連する仮処分も全て原告らが被差別部落出身者ないし同和地区出身者であるということを拠り所として出されたものである。

また、被差別部落出身者という身分が法律上認められるものではないと言っておきながら、その直後に被告らの主張を「被差別部落出身者かどうかを自由に決定できる旨の誤った理解」と言い、相変わらず住所や本籍が被差別部落出身の基準であり、それらは自由に決められないと主張する。

しかし被告宮部は、原告藤川が「被差別部落」だと主張する場所に本籍地を移し、誰でも自分の意志で「被差別部落出身者」になれることを証明した。ゆえに、理論的には日本国民全員が自らの意思で容易に「被差別部落出身」になることが可能であり、「自分が過去に居住した地域、過去に本籍を置いた地域について「住んでいなかったこと」「本籍を置いていなかったこと」にすることは絶対にできない」云々といった原告らの主張は全く意味のないものである。

原告らはさんざんはぐらかしてきたが、もはや被告宮部も、原告らが異常なまでに固執している「被差別部落出身者」という地位にあることは間違いないのである。

本件訴訟の争点として、『全国部落調査』の出版を禁止できる根拠は「被差別部落出身者」の「人格権」ということで整理されてきたのであるが、「人格権」というのであれば公開・非公開はその人格権の主体に委ねられるべきである。それなのに、「被差別部落出身者」たる原告宮部が部落について研究しその結果を公表する権利がなぜ一方的に踏みにじられなければならないのか、原告らは法理論的に明らかにできていない。一方的に非公表のみを強要するのであれ

ば、それはもはや人格権の問題ではなく、秘密主義の強要であり、検閲である。

被告らの主張に対して原告らは「原告らの尊厳を冒瀆する許しがたい主張」というが、原告らの稚拙で有害な論理に対して、被告らがこれ以上ない明快な論理と実証活動で論破したものだから、原告らはまともに反論できず「尊厳を冒瀆する許しがたい主張」などという感情論に逃げているのである。

第3 原告準備書面17について

原告準備書面17は原告らが内田龍史意見書(甲359)について説明したものであるが、当該意見書について被告らは準備書面(11)で既に反論した。

第4 原告準備書面18について

原告準備書面18について、次のとおり反論する。

1 「第1」について

原告らの主張は阿久澤麻理子第2意見書(甲360・阿久澤第2意見書)についての解説であるから、被告らは次の通り阿久澤第2意見書に直接反論する。

(1) 「1.」について

阿久澤は「何よりも強調しなければならないのは、私が提出した先の意見書の主旨である。それは、被告らが「部落の地名」リスト、すなわち「全国部落調査」データを拡散したことが、いかに人びとの心理や行動に負の影響を与え、部落へ差別を助長・誘発するか、という点である」(意見書1頁)と言う。しかし、本件訴訟の争点は『全国部落調査』を「人格権」という枠組みで出版禁止を行うことの是非である。阿久澤は本件訴訟の争点を理解していない。

阿久澤が言っているのは、例えば「ホラー映画は人々の心理に悪い影響

を与えて殺人を助長する」「AV は人々の心理に悪い影響を与えて性犯罪を助長する」といった類の主張であり、だからと言ってホラー映画や AV の頒布の是非を判断することは民事訴訟に馴染まない。

なおかつ、『全国部落調査』の内容が2016年1月から現在に至るまで事実上インターネットで公開され続けているのに、具体的にそれを利用した「差別事件」と言えるようなものが起こっていないことから、阿久澤の的外れな主張さえも誤っていることが、これ以上ないほど実証的な手法で、現在進行形で証明され続けている。

阿久澤は「差別とは、「する側」の問題であって、「される側」に本質的な理由を求めるべきものではない。」とわざわざ下線を引いて強調しているが、これも本件訴訟の争点とは無関係なことである。しかし、それでもなお阿久澤がこのような論理を唐突に持ち出すのか被告らが解説すると、これは解放同盟関係者が他者と比べて絶対的優位な立場に立つために使う詭弁だからである。阿久澤のいう差別「する側」「される側」というのは常人なら行為の問題だと考えるが、ここでは属人的な意味である。その証拠に、阿久澤は意見書2頁目で「むしろ差別の理由は原告側にあるかのように」云々と書いており、原告側(=自称部落出身者)なら絶対的に「される側」であることを示唆している。つまり部落出身者であれば、絶対的な被害者であり、常に他者を一方的に非難できるという、それ自体が極めて差別的で選民主義的で卑怯・卑劣な論理である。

また、阿久澤は「本裁判は、「部落出身者とは何か」という定義や、出身者の認定をいかに行うべきかについて、争っているものではない」(意見書2頁)と言うが誤りである。当初から原告らは自らが「被差別出身者」であることを主張しているし、本件に関連する仮処分は原告らが「被差別部落出身

者」ないしは「同和地区出身者」であることを前提になされたものである。部落出身者とは何かということが裁判の争点に深く関わっていることは、原告らは自らが部落出身者であることを証明する趣旨で、膨大な手間をかけて公正証書(甲344)を証拠として提出したことが証明している。

なお、阿久澤はここでも懲りずに、もっともらしいが部落問題とは何の関係もない文献を引用して、自身を学識経験者らしく見せようとしている。

(2) 「2.」について

ア 「(1)」について

阿久澤はここでも、差別は「する側」の問題で「される側」の問題であるという趣旨の主張を繰り返し、「原告部落解放同盟が勝手に部落民や部落差別の概念を握造し、差別を作り出している」という被告らの主張を批判して、あたかも原告解放同盟が絶対的に差別「される側」であるかのような主張をしている。

阿久澤が主張する通り「部落出身者を特定する手段を「作り変えてきたのは、差別「する側」だからである」と言うのであれば、まさに戦前の全国水平社、融和団体、解放同盟、そして融和事業や同和事業を進めてきた人々が差別「する側」ということになる。原告らが承知しているところでは、同和団体の役員や、同和対策で作られた公営住宅の住民の氏名(これは書籍や住宅地図、電話帳、現地調査で調べられる)から近辺の部落に多い名字を特定し、部落の場所をピンポイントで特定する手法が存在するからである。特に戦後日本において差別解消の名目で部落や部落住民を特定し、固定化したのは部落解放同盟と国、地方公共団体である。『全国部落調査』についても、全国水平社の求めで当時の内務省社会局の外郭

団体である中央融和事業協会によって作られたものである。「部落出身者を特定する手段」を作った筆頭は間違いなく部落解放運動団体と政府である。

イ 「例1」について

阿久澤は結婚差別の事例があると言うが、その根拠が実質的には原告解放同盟の出版物であるし、『全国部落調査』と関係しているという根拠がない。そもそも、結婚差別と言われるものは現代ではありえない。市区町村が婚姻届を受理しないということはないし、婚姻に親の承諾は必要ない。現代では親との別居はごく普通のことであるし、「駆け落ち」などという言葉もはや死語である。結婚差別と言われるものは、実際は100%当事者の責任であることを差別問題にすり替えているだけである。そして、阿久澤は親の承諾を得るのが理想的な結婚だという前時代的な結婚観から、結婚差別を認定しているだけである。

ウ 「例2」について

阿久澤は「属地的判断がいかにも不正確なものであったとしても、それが基準とされ、差別が行われる」と言って大阪府の調査の事例を出す。大阪府では原告解放同盟関係団体の出版物(乙17)によって全ての同和地区の地名が公表されており、大阪市に至っては同和地区の区域の範囲まで公表されている(乙20)。

身内が火をつけたのに、それを他人のせいにするのは、極めて卑怯で不誠実な態度である。

エ 意見書5頁「復刻版全国部落調査」の公表は運動と人権施策の成果を失わせる悪質な行為」について

本件訴訟との関係が不明確である。確かに被告らが『全国部落調査』に書かれた地域を調査すればするほど部落解放運動と同和事業こそが現代の部落問題の根源であり、「成果」と言われるものは罪悪であり、徹底的に破壊されるべきであるとの結論に至るしかない。しかし、そういった考えを裁判の場で断罪される謂れはない。

オ 意見書6頁「①」について

阿久澤は1965年の同和対策審議会答申を部落差別が封建時代の身分制度に由来することの根拠としているが、同和対策審議会こそまさに「士農工商」といった古い学説がまかり通っていた時代のものである。

カ 「②」について

阿久澤の主張は支離滅裂である。旧賤民が移住した場所だから封建時代の身分制度に由来する部落だというのであれば、近代化以降に各地から様々な素性の人々が集まった大都市、特に新興住宅地のような場所も部落と言われて然るべきである。阿久澤の主張は、むしろ西成地区や山手が実質的には封建時代の身分制度とは無関係で、近代化以降の地域のイメージや偏見に便乗した解放同盟と現憲法下の政府によって恣意的に作られた部落であることを証明している。なお、呉市山手について阿久澤は「と畜技術を持った人びとが、他地域の部落から移り住んで形成された」と言うが、阿久澤は根拠を示していない。原告宮部は実際に呉市山手を訪れて、本件訴訟のことを知っている住民と鉢合わせて山手地区の過去の経緯について聞かされたものの、少なくともそのような話は聞いていない。

阿久澤は「呉市、大阪市西成区の2例こそ「全国的に見て典型的な例」でなく」と言い、山手と西成が典型的な部落でないことを自白している。仮にそうであれば、少なくとも呉市山手在住の原告谷口吉俊、大阪市西成区在住の原告赤井隆史については「典型的」な扱いはできず、他の原告らとは区別しなければならない。

キ 「③」について

阿久澤は留守川村の藍染屋は一般農村とは異なっていたとか、留守川村の住民が自由に移動できたと結論づけられる記述はないという趣旨の主張をしているが、的はずれな主張である。原告らは「封建時代においては人(身分)＝職能＝土地(居住地)は一致していた」という阿久澤の主張に対して、「広く一般農村の中にも、数ヶ村に一軒の割合で、藍染業を営む家があった」のだから職能と土地は一致していたとは言えないと反論したのである。

また、事実として、『全国部落調査』には1戸ないしは数戸しかない部落が多数記載されており、これらの中に旧賤民に由来する部落が多数含まれているとすれば、身分により住居が固定されていなかったことを強く示唆している。

なお、原告らは大阪市の舟場地区では部落民と一般人が共存していたという文献(乙12)の記述があることも主張しているが、阿久澤はそれに対して反論していない。

しかも、阿久澤は先述の通り呉市山手と大阪市西成地区については、旧賤民が移住したことによる部落であるとしており、言わば属地主義ではなく血統主義的な部落の存在を正当化しており、阿久澤の論理は完全に破綻している。

士農工商云々については、原告らは阿久澤がその言葉を使ったとは書いていない。現在、もはや学校教育で士農工商という言葉が使われていないことを例に、封建時代の身分制度についての研究が進んで、身分が完全に固定されていたという説が否定されているにも関わらず、先述のように阿久澤は未だに身分と職業は一致しており居住地が固定されていると思い込んでいるという事実を指摘したのである。端的に言えば、阿久澤は一昔前の学説が頭に刷り込まれたまま思考停止しており、学者としての能力が低いと主張しているのである。

(3) 「(2)」について

戸籍から部落出身が分かるという言説について、阿久澤が引用した文献はいずれも同じような内容である。一方で灘本教授は、実際に一次資料である壬申戸籍を調べたというから信憑性が高い。また阿久澤の言う通り除籍簿で分かるというのであれば、これだけ多くの自称部落出身者が原告として参加しているのだから1つでも実例を示せそうなものだが、誰もそのような主張をしていない。

(4) 「(3)」について

阿久澤は意見書8頁で、部落解放・人権研究所の理事に就任したのは意見書提出の後だと言うが、意味のない主張である。商売に例えるなら前払いか後払いかの違いでしかない。なお、阿久澤は少なくとも2015年10月31日の時点で「ヒューライツ大阪所長代理」の肩書を持っており(乙679)、ヒューライツ大阪の役員には本件訴訟の原告のうち3名が加わっている(乙680)、いずれにしても阿久澤は原告らに親しい利害関係者という立場であり、第三者的な立場でないことは事実である。これはインターネット

で検索すればすぐに分かることであるにも関わらず、阿久澤が否定することが、阿久澤が学者としての中立性のなさを自覚していることを示している。

被告らのように阿久澤のような学者の主張に反論するには、具体的に部落がどこにあり、そこがどのような場所かという知識は必須であり、現に『全国部落調査』は欠かせない資料となっている。しかし、『全国部落調査』を実際に活用すると原告解放同盟の意に沿わなければ妨害を受けるし、行政や司法が国民の学問の自由を守るどころか、正反対の行為を行うことを図らずも本件訴訟や関連する民事保全手続の結果が証明している。部落問題について学問の自由が現に弾圧された状態では、阿久澤のような解放同盟の御用学者がもっともらしい肩書をひけらかしながら、低質で有害で誤った情報を垂れ流すことを、普通の学者は止めることができない。

2 「第2」について

(1) 「1」について

ア 「(2)」について

最終段落は否認する、その余は認める。

原告らは「被告宮部の上記意思・認識を、被告示現舎を通じて、被告三品も共有していた」という事実はない。

イ 「(3)」について

否認する。

原告らは準備書面14において「被告らに対して損害賠償等の司法的制裁が必要不可欠」とはっきりと書いている。これが懲罰的損害賠償を求めたものではないと解釈することは困難である。

原告らは『全国部落調査』によって原告らに損害が生じていることを立証できておらず、むしろ『全国部落調査』の公表により部落問

題についての知識の独占ができなくなり、原告らにとって政治的に不都合な事実も明らかになっていることから、政治的理由で言論を封じるために被告らに「司法的制裁」(＝懲罰的損害賠償)を課すことを望んでいることを自白したのである。これは、民主主義国家では許されないことである。

(2) 「2」について

ア 「(1)」について

被告宮部は原告片岡に電話したこと、片岡の親族の食肉店を訪れたという事実関係については認め、その評価について争っているものである。

なお、原告片岡が提出した陳述書3(甲368)には事実とは異なる部分があるため、反論を後述する。

イ 「(2)」について

1段落については争う。媒体が紙であるかインターネットであるかによって、プライバシーかそうでないか変化するものではない。顕著な事実として、昨今の新型コロナウイルス禍が原因で諸外国ではインターネット会議で裁判が行われる事例が増えており、原告らの考え方は完全に時代遅れなものである。

2段落については、原告らが被告らの顔写真(乙549)を配布した事実について否定していないのであるから、その事実を自白したものと見なされる(民事訴訟法159条)。この点については後日の反訴において原告らの本訴での主張との整合性について釈明を求める。

3段落については争う。原告らは身分という言葉にこだわっている

が、それを置いておくとしても、自らが被差別部落出身者なる地位にあることが判決に影響するものと主張していることは明らかである。

4段落目については、否認する。原告藤川の訴訟継承の手続きは、被告宮部が本籍地を移転した件については対象になっていない。仮に被告宮部による本籍地移転が不法行為であるとして損害賠償等を求めるのであれば、新たに訴訟を提起する必要があるが、原告藤川が死亡しており、なおかつ原告藤川の一身に属する問題であるため、遺族が訴訟を提起することはできない。

5段落目は争う。

3 「第3」について

(1) 「1」について

ア 「(1)」について

原告らは「「差別する者」が部落出身者を識別する手がかりとして、本籍地や住所を利用する」と言うが、本件訴訟で原告ら自身が本籍地や住所を根拠として部落出身を主張しており、話が噛み合っていない。原告らの主張通りなら、原告ら自身が「差別する者」と同じ行為を行っている。

それに対して、被告宮部はそのような考え方が誤りであることを、部落出身を主張した原告藤川の住所地かつ本籍地に転籍することで証明した。

そのことについて、原告らは事実に基づく反論をすることができず、4段落目では意味不明な感情論に逃げている。事実に基づかず、単なる印象や感情によって誤った風評を漫然と追認するのであれば、まさに原告らの主張は「差別する者」の論理そのものである。

イ 「(2)」について

被告宮部が伊賀市の件に言及した意味は、特定の同和地区で不適切な同和行政の実態があることを公言した場合に、地名を言ったことで揚げ足を取られるという事実があることである。なお、そのことを補強する証拠として乙676, 677, 678を提出している。

同和地区ないし部落の地名が個人的人格権に属し、それを公言することが不法行為というのであれば、特定の地域の同和事業や歴史について議論することについて不当に大きなリスクを負わなければならない。しかも、本件のように訴訟を提起するのは実質的に原告解放同盟以外におらず、そして原告解放同盟の非論理的で超法規的とも言えるような主張を漫然と司法が追認する実態がある。

これは、実質的に同和行政や部落に関係する議論を原告解放同盟が支配することであり、極めて反民主主義であり、このことの重大性を裁判所は十分に自覚するべきだということである。

ウ 「(3)」について

原告らが言う「一般的に流布している認識の程度」も、原告らが提出した証拠からは分からない。また、「内容が事実なのかあるいはその内容が論理的に正しいのかを問題にしているわけではない」という原告らの主張は暴論であり、事実や論理を無視して、誤った風評に便乗することを表明したと同等である。

(2) 「2」について

ア 「(1)」について

原告らは社会的身分に関する情報は機微情報であると主張する

が、それらは個人情報保護法上の問題ではないことを認めている。
また、他の法律との関係も説明されておらず、ただ独自の考えを述べているに過ぎない。そして、なぜ本件訴訟の請求の理由となるのか、説明できていない。

イ 「(2)」について

原告らは自己情報コントロール権について独自の主張をするのみで、法律上の根拠を示していない。

原告らは個人情報保護法が本件のような個人情報の利用を認めているわけではないと独自の見解を述べるが、「禁止」されているということを示していない。

EU 一般データ保護規則については、結局のところ原告は、本件のような個人情報の利用が禁止されていないことを認めている。

日本では自己情報コントロール権という概念が確立されていない一方、自己情報コントロール権について定めていると考えられる EU 一般データ保護規則で禁止されていない行為について、自己情報コントロール権という枠組みで禁止できるとする趣旨の原告らの主張には相当無理がある。

ウ 「(3)」について

原告らは改正著作権法について説明した後に、5段落で「「ネットの電話帳」について大阪高裁判決の結論が変わることは考えられない」と唐突に述べており、論理の飛躍がある。原告らが1～4段落で説明した事柄は、まさに改正著作権法によって紙媒体の出版物がインターネット上の情報と同様に検索可能になるということであって、「紙とネットは違う」という前提が大きく崩れたことを示している。

6段落は原告らの独自の見解を述べているに過ぎず、しかもその内容はむしろ被告らの主張の正しさを補強するものである。グーグルブックスがデジタル技術の「悪用」と言うのは原告らの主観であって、結果的には紙媒体の内容を検索可能にすることは公共の福祉に適合し、著作物の正当な利用であることが世界的に受け入れられ、結果的に日本においても著作権法が改正されて同様のサービスの提供が法律上正式に認められたのである。原告らは「著作権者の同意を得て公表された著作物に限られており」と言うが、本件とは無関係である。本件で問題となっているのは電話帳のような著作権者の同意を得て公表された著作物であり、なおかつ掲載されたデータについてはそもそも著作権の対象とならないものである。

(3) 「(3)」について

既に述べたとおり、「アウトィング」はLGBTについて使われてきた用語であり、部落問題とは無関係である。歴史的には戦前の全国水平社の活動、戦後の同和事業は部落ないしは同和地区の暴露であり、LGBTのような個人単位の問題ではなく地域単位の問題であるから性質が全く異なっている。

特に本件については『部落解放同盟関係人物一覧』は秘密だった情報ではなく、原告らの言葉を借りれば原告らが「カミングアウト」していた情報がもとになったと考えられ、時系列的に「アウトィング」とは言えない。

部落出身が属地的なものだとする原告らの主張によれば、その地域の誰かが部落出身を公表すれば、他の住民の意思に関わらず地域住民全員の出自が暴かれるということになってしまうので、部落問題においてLGBTと同様の「カミングアウト」「アウトィング」という概念は成り立たない。

社会問題はそれぞれ性質が違うものであるのに、部落問題と LGBT を十把一絡げに扱う原告らの態度は非常にずさんで思慮にかけるものであり、原告解放同盟が人権団体としていかに程度の低いものであるかを示している。

(4) 「(4)」について

原告らは、原告らの関係団体や行政機関等が過去に出版した、一部地域の部落ないし同和地区の地名や区域をリスト化した資料についてはその出版を正当化しているが、なぜ『全国部落調査』は出版禁止の対象となるのか、未だに明確に説明できていない。しかも原告らの請求によれば、『全国部落調査』の内容の一部抽出も禁ずるとしている。本件に関連する仮処分についても、これらの矛盾を解決できておらず、強引に出版禁止の判決を出しても規範性は皆無である。

原告らの論理がこのまま認められるなら、被告らは判決確定後も趣旨を変えて同様の出版物を出し、再び裁判で争うことを繰り返すしかない。

また、被告ら以外の者から見れば、結局は部落問題について議論や研究をする上で地名を公言することは訴訟のリスクを抱えることになり、そして訴訟を提起するのは事実上原告解放同盟しかいないのだから、部落問題についての議論や研究は原告解放同盟に一方向的に支配されることになる。

地名をプライバシー権という枠組みで出版禁止の対象とすることは、過去に前例がないし、将来に規範性があるとも考えられない。裁判官におかれても、明文化された法律がない中で、法律の解釈のみでこのような判断をすることが、法学の常識から見ても、想像を絶することであることを十分に認識しているはずである。

今日においても部落問題が社会に影を落としているのは、事実と法律で

はなくて、印象と感情に任せた、非論理的な判断が極度にまかり通ってきたからである。本当の悪は、悪意や力によってもたらされるものではなく、歪んだ正義と弱さによってもたらされるものであることを、十分に認識すべきである。

第5 原告準備書面19について

原告らは、部落問題と人種差別問題を混同し、的はずれな説明に終止している。そして、部落問題と LGBT 問題を混同し、「アウティング」「カミングアウト」と混同したように、本来は在日コリアンのような本邦在住の外国人に対する差別問題に係る用語である「ヘイトスピーチ」という用語を安易に部落問題に適用している。

部落民は当然外国人ではないし、異民族との説がかつてはああったが現在は学術的に完全に否定されている。また、現代における部落民の判断基準は事実上属地的なものであって、もはや世系で判断できないことは原告らが自ら認めていることである。

本書面はむしろ、部落問題について正しい知識を普及させることよりも、全く無関係な他の社会問題に便乗し自らの政治的都合を優先させる、原告解放同盟の体質を証明するものである。

第6 鎌田行平陳述書(その2)(甲367)について

鎌田行平陳述書(その2)について、次のとおり反論する。

大前提として、原告鎌田は陳述書(甲195)で出生地が東京都世田谷区であり、そこは部落でないことを自白している。少なくとも原告鎌田にとっては、自身の現住所が部落にあるということが、自身が部落出身を自称できる唯一の拠り所である。

1 「1」について

原告鎌田は「私の住んでいる住所とその住所に該当する地図を示せば一目瞭然なのです」と言うが、地図だけでなく5頁にわたる長文の陳述書で説明していることが、「一目瞭然」ではないことを自己証明している。

2 「2」について

原告鎌田は自説を言うのみで、歴史的経緯についての客観的な文献が示されておらず信用できない。また、原告鎌田は自分の住所本籍が被差別部落だという主張をしているわけではないというが、それならば、原告鎌田の主張はなおのこと趣旨不明である。

いずれにしても、少なくとも常人の知識で『全国部落調査』を手がかりに原告鎌田が部落出身であると推定することはできない。なお、繰り返しになるが原告鎌田が自白している通り、原告鎌田は部落の生まれではない。

なお、原告鎌田が示した地図には「同和対策集会所」「隣保館」と書かれているが、部落ないし同和地区の場所を推定する上では、はるかに『全国部落調査』よりもインパクトがあると考えられる。これは原告鎌田が書き加えたものではなく、酒々井町の防災マップ(乙681)に書かれている。しかしながら、いずれにしても原告鎌田の自宅が部落ないしは同和地区内にあるとする証拠はない。

第7 片岡明幸陳述書(3)(甲368)について

片岡明幸陳述書(3)について、次の通り反論する。

1 「第1」について

(1) 「(1)」について

否認する。

被告宮部が原告片岡の甥(以降、「社長」という)の精肉店を訪れたのは2017年7月28日であり、同年8月1日ではない。このことは、当時撮影した

写真および音声ファイルのタイムスタンプから証明できる(乙682の1、乙682の2)。

被告宮部が自身の正当性をことさら主張したこともないし、原告片岡の悪口を並べ立てたこともない。「親しく話をした」のが事実であるし、不当な圧力もかけていない。

(2) 「(2)」について。

兵庫県たつの市新宮町仙正を訪れたことについての筋は認めるが、次の点は原告片岡の主張とは異なる。

日付は前述の通り2017年8月1日ではない。

「同和のムラの中を調査している」とは言っていないし、ことさら大声で話したり、わざと同和地区であることを知らせたりしたことはない。ただ、当該地域では解放同盟に対する恐れがあるためか、部落問題に関する話題は避け、なおかつひっそりと話すという慣習があるため、部落問題の話題に対して忌避意識のない被告宮部の態度がそのような印象を与えてしまった可能性はある。従業員が怒ったり険悪になったりした事実はなく、社長から「従業員にはあまり聞かれないから」という理由で、店外で話をしたものである。

社長による説明については不知。なお、閉店時間の7時まで2～3時間ほど話したというのは事実ではなく、午後4時から1時間半程度である。「従業員の中には同和地区の出身者もいるため」というのはむしろ逆で、被告宮部は同和地区と関係ない従業員もいるから聞かれないと社長から言われたように記憶している。

(3) 「(3)」について

「①」について、ネットで同和地区を公開している趣旨の話をしたことは認

めるが本件訴訟に関連して「裁判で負けたから腹が立って来た」と被告宮部が言うことはあり得ない。本件訴訟はまだ第一審も終わっていないし、当時は保全異議の結果さえ確定していなかったからである。社長の発言については否認する。

「②」について、社長が「同和地区を公開するのは違う」という趣旨の話をしたことは認めるが、強くといったニュアンスではない。その余は認める。

「③」について、「やってることは悪いことや」と社長が話したことは否認する。その余は認める。

「④」について、「ネットに公開するのは絶対に間違っている。裁判所が決定を下すということは、あんたが間違っているということや」と社長が話したことは否認する。その余は認める。

「⑤」については否認する。事實は、「●●●●●は部落とか書くなよ」と社長から言われたので承諾しただけである。

原告片岡の甥は被告宮部に対して、同和対策施設である仙正教育集会所が無駄な施設であることを批判し、解放同盟は怖いので批判することができない旨を語っており、解放同盟に配慮して原告片岡に対して、一部事実と異なる説明をしたことが考えられる。

(4) 「(4)」について

事実関係については不知。その余は争う。

実際に部落や同和地区を訪れて、地元住民と忌憚なく話すのが被告宮部の取材スタイルであって、原告片岡の親族だから特別な対応をしたものではなく、嫌がらせや妨害、離反させようとしたという趣旨の主張は曲解である。部落問題について声を潜めしてしか話せないような現状があるからこそ原告片岡らはそう捉えるのであって、むしろ被告宮部は現状の閉塞感を

打破して部落問題の解決に資する行為をしている。

なお、原告片岡が説明する「寝た子を起こすな」論の説明は誤りで、本来は原告片岡が言うような消極的なものではなく、同和行政の恩恵を受けることがむしろ住民を墮落させる、部落解放運動こそが部落問題の解決にとって有害であるという、積極的な考え方に基づいて住民が選択した結果であることが多い。

そして、原告片岡は、そのような思想信条の自由は己の身内だけではなく、他人であっても、部落内外関係なく、世の中の全ての人の権利であることをよく自覚するべきである。

2 「第2」について

これらは原告らが準備書面で繰り返し主張し、それに対して被告らも反論している事柄であるから、ここで特に反論はしない。

第8 藤川●●●陳述書(甲369)について

藤川●●●陳述書について、次の通り反論する。

藤川●●●は被告宮部が原告藤川の本籍地と同一の場所に本籍を移したことにについて嫌がらせである旨の主張をしているが、思い込みに過ぎず、誤りである。原告らが、本籍地が部落である人が部落出身であるという趣旨の、事実でない上に有害で差別的な主張をしているので、それが誤りであることを、これ以上なく明快な方法で実証したのである。被告宮部は神奈川県座間市在住であり、本籍地が分かりなおかつそこが部落であると主張している原告のうち最も地理的に近かったのが伊勢原市の原告藤川だったので、そこを選んだに過ぎない。原告藤川の死亡は、被告宮部が原告らの主張の誤りを実証した行動とは無関係である。

なお藤川●●●は、自身が部落のない沖縄県出身であり、原告藤川が「組合活

動」に取り組んでいたことを自白している。このことから、相当昔から部落内外の通婚は普通にあることで、いわゆる結婚差別と言われるものが存在しないことを証明しており、なおかつ原告藤川が市民活動家に類する特殊な立場であったことを示唆している。大多数の部落出身者は「組合活動」に取り組んでいない。

ところで、藤川●●●は「我が同胞が過酷な被差別体験で傷つき」と言う。ここでいう「同胞」はおそらく部落出身者を指すものと思われるが、原告らの主張によれば部落出身は属地的なものであるし、事実として部落出身者が全国的に血縁関係でつながっているとは考えられないし同胞意識を持つようなものではない。しかも藤川●●●は部落のない沖縄県出身と自白しているのであるから支離滅裂であり、異様な考え方である。

藤川●●●の他の主張は「怒り」「憤り」といった主観的な感情の吐露であって、法律についての判断や、事実についての判断とは無関係なことである。

第9 川口泰司陳述書(甲370)について

川口泰司陳述書について、次の通り反論する。

1 「1」について

(1) 「(1)」について

面罵については主観的な問題なので、特に争わない。

(2) 「(2)」について

身体的接触や暴力行為がなかったことは認める。

「強制排除するというものではありませんでした」ということについては否認する。被告らは、退出することを強制され、他の選択肢は与えられなかった。

(3) 「(3)」について

否認する。

退出は要請ではなく強制され、講演資料や私物は座席近くに置いていたものを勝手に持ち去られた。

2 「2」について

(1) 「(1)」について

1段落については争う。部落解放研究第24回滋賀県集会は滋賀県の後援によるもので、原告川口による講演は大衆の面前で行われた。大衆の面前で行われ、なおかつ政治的な意見表明も含まれ得る講演については「自己情報コントロール権」はない。民主主義は相互批判によって成り立つものであって、集会の内容について後に報道されたり、論評されたりすることは、原告川口は受認しなければならない。

被告らが大衆の面前で行われた講演をインターネット上に公開するような行為を行っていることは認める。しかし、これは他の報道機関も当然のように行っていることであって、健全な民主主義社会では認められて然るべきことである。

被告らが講演レジメを示現舎のウェブサイトに掲載したことは認める。原告川口が講演内容や写真、音声などは掲載しないでほしいと何度も要請したということについては、「何度も」という点は否認しその余は認める。講演レジメは大衆の面前での政治的な意見表明であるし、論評に必要な範囲で掲載したものであり、著作権侵害には当たらない。

(2) 「(2)」について

1段落は否認する。インターネット上で解放同盟滋賀県連合会の同盟員名簿が公開された事件は承知しているが、被告らは解放同盟の内部資料にアクセス出来る立場ではなく、解放同盟内部の人間によるものと思われ

るのに、原告川口は被告らに責任転嫁している。

2段落の、原告川口が「しんどい思いをする当事者がいる」「私自身も顔を見ただけしんどい」と二人に対して退出を求めました」という点は認めるが、その余は争う。

3段落は否認する。

(3) 「(3)」について

2段落は争うないし否認する。被告らは裁判所からの仮処分命令に完全に従っている。被告川口は裁判以外の場でも度々被告らのことに言及しており、裁判以外で議論するつもりはないという趣旨の主張は虚偽である。

(4) 「(4)」について

1段落は否認する。

2段落は認める。

3段落は不知。

4段落は事実関係については認めるが、その余は争う。

以上